

当院を受診される患者さまへ

当院は、令和8年6月1日からの診療報酬改定に伴い、以下の事項を院内および当院ホームページに掲載しております。

【届出施設基準について】

関東信越厚生局長へ以下の施設基準に係る届出を行っております。

基本診療料

- ・ 外来感染対策向上加算
- ・ 機能強化加算
- ・ 電子的診療情報連携体制整備加算
- ・ 時間外対応体制加算3
- ・ 明細書発行体制等加算
- ・ 地域包括診療加算2
- ・ 夜間・早朝等加算

特掲診療料

- ・ 特定疾患療養管理料
- ・ 生活習慣病管理料（Ⅰ）（Ⅱ）
- ・ 神経学的検査
- ・ 在宅持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算
- ・ 遠隔モニタリング加算
- ・ 一般名処方加算
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・ 外来・在宅物価対応料

【保険外負担について】

以下の項目について、健康保険の療養の給付とは別に、実費のご負担をお願いしております。

- ・ 診断書・予防接種・健康診断・自由診療

保険外負担については、患者さまに内容を説明し、同意を得たうえで請求・徴収いたします。料金については、市価（納入価）変動、物価変動に対応して調整しております。最新情報はこのホームページの「自費診療」を参照するか、お電話にてお尋ねください。

【明細書発行体制について】

医療の透明化および患者さまへの情報提供を推進する観点から、領収証発行の際に、個別の診療報酬算定項目が分かる明細書を無償で交付しております。明細書には、使用した薬剤名、実施した検査名、処置名等が記載されます。明細書の発行を希望されない場合は、会計窓口にお申し出ください。

【夜間早朝等加算】

月・火・金曜日9時～12時半／14時～18時、水・木曜日9時～12時半、土曜日9時～12時を診療時間と定めております。厚生労働省の規定により、平日18時以降、土曜日12時以降「夜間早朝等加算」50点が適用されます。前述の診療時間外の時間帯で診療を行った場合には「時間外等加算」が適用されます。

【機能強化加算について】

地域におけるかかりつけ医機能を担う医療機関として、以下の対応を行っております。

- ・ 必要に応じて、専門医療機関または専門医を紹介します。
- ・ 健康診断の結果等について、健康管理に関する相談に応じます。
- ・ 保健・福祉サービスの利用に関する相談に応じます。
- ・ 夜間・休日等の緊急時の対応方法について情報提供を行います。
- ・ 受診されている他の医療機関および処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行います。
- ・ 地域包括診療加算の届出に基づき、地域で包括的な診療を行います。

必要に応じて、医療機能情報提供制度を利用して、地域の医療機関を検索できます。

【電子的診療情報連携体制整備加算について】

医療DXを推進し、質の高い医療を提供できるよう、以下の体制を整備しております。

- ・オンライン請求を行っています。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・マイナ保険証の利用を推進しています。
- ・オンライン資格確認等により取得した診療情報、薬剤情報、特定健診情報等を、診察室等で医師が閲覧または活用できる体制を有しています。
- ・電子処方箋の発行体制を整備しています。
- ・マイナポータルの医療情報等に基づき、患者さまからの健康管理に係る相談に応じます。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力ください。

【外来感染対策向上加算について】

院内感染防止対策として、以下の取組を行っています。

- ・院内感染管理者を配置し、感染防止対策部門を設置しています。
- ・標準感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを整備しています。
- ・職員に対して感染防止対策に関する研修を実施しています。
- ・抗菌薬の適正使用に取り組んでいます。
- ・感染対策向上加算1を届け出ている医療機関と連携し、院内感染防止対策に取り組んでいます。
- ・感染症が疑われる患者さまについては、受診歴の有無にかかわらず、必要な診療を行う体制を整えています。
- ・発熱、咳、咽頭痛、下痢、嘔吐、発疹等の感染症が疑われる症状がある場合は来院前にお電話等でご相談ください。

【時間外対応体制加算について】

継続して受診されている患者さまからのお電話等によるお問い合わせに対し、必要に応じて対応できる体制を整えております。

電話番号：03-6284-0616

※診療時間外にスタッフが不在の場合は、留守番電話で対応しております。お名前、ご用件、ご連絡先をメッセージにお残しください。内容を確認の上、必要に応じて折り返しご連絡いたします。

※症状が重い場合や緊急性が高い場合は、お近くの救急外来を受診するか、救急相談窓口（#7119）へご相談ください。

【地域包括診療加算に関する揭示】

生活習慣病、慢性疾患または認知症を有する対象の患者さまに対し、説明を行い同意をいただいた上で、地域包括診療加算に基づく総合的な診療を実施しております。

- ・生活習慣病、慢性疾患、認知症に対する継続的な医学管理を行います。
- ・患者さまの服薬状況を把握し、必要に応じて多剤投与の調整を行います。
- ・健康相談、予防接種に関する相談に応じます。
- ・介護保険制度の利用に関する相談に応じます。
- ・必要に応じて、専門医療機関、介護支援専門員、訪問看護ステーション等と連携します。
- ・患者さまの状態に応じ、28日以上長期処方またはリフィル処方箋の交付について対応可能です。

※病状、薬剤の性質、服薬管理の状況等により、長期処方またはリフィル処方箋に対応できない場合があります。

【生活習慣病管理料に関する揭示】

高血圧症、脂質異常症、糖尿病を主病とする患者さまに対し、生活習慣病管理料に基づく総合的な治療管理を行っています。

- ・患者さまの同意を得たうえで、療養計画書を作成します。
- ・生活習慣、服薬状況、検査結果、合併症予防等を踏まえて管理します。
- ・必要に応じて、管理栄養士、薬剤師、看護師、歯科医療機関、眼科医療機関等と連携します。
- ・患者さまの状態に応じて、長期処方またはリフィル処方箋の交付を検討します。
- ・糖尿病の患者さまについては、必要に応じて眼科・歯科等との連携を行います。

【一般名処方加算に関する揭示】

後発医薬品の使用促進および医薬品の安定供給に向けた取組を行っております。

後発医薬品がある医薬品については、原則的に、特定の商品名ではなく、有効成分を処方箋に記載する「一般名処方」を行います。一般名処方により、特定の医薬品の供給が不足した場合でも、有効成分が同じ複数の医薬品から選択できるため、必要な医薬品を提供しやすくなります。

また、医療上の必要性があると認められない場合に、患者さまの希望により後発医薬品のある先発医薬品、いわゆる長期収載品を処方または調剤する場合、選定療養として特別の料金が発生することがあります。ご不明な点がございましたら、医師にご相談ください。

【後発医薬品および医薬品供給不足時の対応について】

後発医薬品およびバイオ後続品の使用促進に積極的に取り組んでおります。

医薬品の供給状況によっては、処方する医薬品を変更する場合があります。その際は、患者さまに十分説明したうえで対応いたします。

医薬品の安定供給に資するため、一般名処方、代替薬の提案、薬局との連携等を行う場合があります。

【長期収載品の選定療養について】

令和6年10月から、後発医薬品がある先発医薬品、いわゆる長期収載品について、医療上の必要性があると認められない場合に、患者さまの希望により先発医薬品を処方または調剤する場合、選定療養として特別の料金が発生することがあります。

対象となる場合、後発医薬品との差額の一部が患者さんの自己負担となります。

医師が医療上の必要性を認めた場合、または後発医薬品の提供が困難な場合等は、選定療養の対象外となる場合があります。

【在宅医療について】

在宅療養中の患者さまに対し、計画的な医学管理を行っております。

- ・患者さままたはご家族からのご連絡に対応できる体制を整えています。
- ・必要に応じて訪問診療を行います。
- ・訪問看護ステーション、保険薬局、介護支援専門員（ケアマネジャー）、介護サービス事業所等と連携し適切な在宅医療を提供します。
- ・緊急時には、必要に応じて適切な医療機関と連携して対応します。
- ・患者さまの同意を得たうえで、診療や療養に必要な情報を関係機関と共有します。
- ・人生の最終段階における医療・ケアについては、患者さまおよびご家族の意思を尊重し、適切な意思決定支援（ACP：アドバンスケアプランニング）を行います。

【外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）および外来・在宅物価対応料について】

厚生労働省の定めに基づき、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」および「外来・在宅物価対応料」を算定しています。

「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」は、医療従事者の賃金改善を通じて、質の高い医療提供体制を維持することを目的としたものです。

「外来・在宅物価対応料」は、医療材料費、光熱水費などの物価高騰に対応し、安定した医療提供体制を維持することを目的としたものです。

これらは厚生労働省の制度に基づき算定するものであり、患者さまのご負担が増える場合があります。ご理解とご協力をお願いいたします。